

大仙市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大仙市

事 業 名 : 大仙市下水道事業

- ・ 公共下水道事業（以下「公共」という。）
- ・ 特定環境保全公共下水道事業（以下「特環」という。）
- ・ 特定地域生活排水処理事業（以下「特排」という。）
- ・ 農業集落排水事業（以下「農集」という。）

改 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	[公共] 昭和63年度 (37年) [特環] 平成 3年度 (34年) [特排] 平成12年度 (25年) [農集] 平成 4年度 (33年)	法適 (全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 (全部適用)
処理区域内人口密度	[公共] 2,950.2人/k㎡ [特環] 1,427.9人/k㎡ [特排] 1,245.9人/k㎡ [農集] 1,256.6人/k㎡ ※令和7年3月31日現在	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有 (一部)
処 理 区 数	[公共] 2 (流域関連大曲処理区、刈和野処理区) [特環] 4 (流域関連大曲処理区、強首処理区、協和中央処理区、南外処理区) [農集] 25 (中田宮林、大曲西部、角間川、神岡西部、上野、川里、中荒井、大神成、田ノ尻、稲沢、白岩、川口、一ノ渡、小種、水沢、宇津野、下淀川、沢庄、峰吉川、仙北北部、横沢、大町、小神成、太田今泉、三本扇) ※流域下水道へ接続のため廃止：令和2年度－薬師・福田・払田 令和4年度－神岡東部		
処 理 場 数	[公共] 1 (刈和野浄化センター) [特環] 3 (強首浄化センター、協和中央浄化センター、南外浄化センター) [農集] 25 (中田宮林、大曲西部、角間川、神岡西部、上野、川里、中荒井、大神成、田ノ尻、稲沢、白岩、川口、一ノ渡、小種、水沢、宇津野、下淀川、沢庄、峰吉川、仙北北部、横沢、大町、小神成、太田今泉、三本扇) ※流域下水道へ接続のため廃止：令和2年度－薬師・福田・払田 令和4年度－神岡東部		
浄化槽設置基数	381 (西仙北・協和地域)		
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1	<p>公共下水道並びに特定環境保全公共下水道については、大曲地域が昭和63年4月、中仙地域が平成3年10月、仙北地域が平成8年6月、神岡地域が平成19年3月に雄物川流域下水道へ接続し、広域化を実施している。</p> <p>また、平成27年度には『大仙市汚水処理施設整備構想』を策定し、29処理区あった農業集落排水の施設については、流域下水道への接続や施設の統廃合を進め、令和2年度は仙北地域の薬師・福田・払田の3処理区、令和4年度は神岡東部の1処理区を流域下水道へ接続した。</p>		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>公共下水道・農業集落排水と戸別浄化槽(特定地域生活排水)において異なる基本料金ではあるが、基本料金と従量制による使用料を採用し、通増型使用料制となっている。なお、資産維持費の算定はありません。 料金改定については、段階的に料金体系の統一化をすすめ、最終改定年月日は平成29年6月1日。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">■基本料金</th> <th colspan="2">■従量料金</th> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>基本料金(10㎡まで)</td> <td>従量水量(㎡)</td> <td>従量料金</td> </tr> <tr> <td>公共下水道使用料</td> <td rowspan="2">1,540円</td> <td>11 ~ 30</td> <td>168円</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水施設使用料</td> <td>31 ~ 50</td> <td>178円</td> </tr> <tr> <td>戸別浄化槽使用料</td> <td>1,210円</td> <td>51 ~ 100</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>101 ~</td> <td>242円</td> </tr> </table> <p>※料金は消費税等含む</p>	■基本料金		■従量料金		区分	基本料金(10㎡まで)	従量水量(㎡)	従量料金	公共下水道使用料	1,540円	11 ~ 30	168円	農業集落排水施設使用料	31 ~ 50	178円	戸別浄化槽使用料	1,210円	51 ~ 100	210円			101 ~	242円																																					
■基本料金		■従量料金																																																											
区分	基本料金(10㎡まで)	従量水量(㎡)	従量料金																																																										
公共下水道使用料	1,540円	11 ~ 30	168円																																																										
農業集落排水施設使用料		31 ~ 50	178円																																																										
戸別浄化槽使用料	1,210円	51 ~ 100	210円																																																										
		101 ~	242円																																																										
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同じ</p>																																																												
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>市の水道以外の水を使用しており、従量制メーターを設置できない方は、世帯人数に応じた認定水量により使用料を算定している。</p> <table border="1"> <tr> <th>基本料金</th> <th>世帯人数</th> <th>認定水量</th> <th>下水道使用料</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">1,540円(1人)</td> <td>2人</td> <td>20㎡</td> <td>3,220円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>23㎡</td> <td>3,724円</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>以降、1人につき3㎡加算</td> <td>従量制使用料に対応する</td> </tr> </table>	基本料金	世帯人数	認定水量	下水道使用料	1,540円(1人)	2人	20㎡	3,220円	3人	23㎡	3,724円	...	以降、1人につき3㎡加算	従量制使用料に対応する																																														
基本料金	世帯人数	認定水量	下水道使用料																																																										
1,540円(1人)	2人	20㎡	3,220円																																																										
	3人	23㎡	3,724円																																																										
	...	以降、1人につき3㎡加算	従量制使用料に対応する																																																										
<p>条例上の使用料*2(20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>料金</th> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>料金</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和4年度</td> <td>公共</td> <td>3,220円</td> <td rowspan="4">令和4年度</td> <td>公共</td> <td>3,647円</td> </tr> <tr> <td>特環</td> <td>3,220円</td> <td>特環</td> <td>3,408円</td> </tr> <tr> <td>特排</td> <td>2,890円</td> <td>特排</td> <td>3,242円</td> </tr> <tr> <td>農集</td> <td>3,220円</td> <td>農集</td> <td>3,486円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和5年度</td> <td>公共</td> <td>3,220円</td> <td rowspan="4">令和5年度</td> <td>公共</td> <td>3,652円</td> </tr> <tr> <td>特環</td> <td>3,220円</td> <td>特環</td> <td>3,439円</td> </tr> <tr> <td>特排</td> <td>2,890円</td> <td>特排</td> <td>3,245円</td> </tr> <tr> <td>農集</td> <td>3,220円</td> <td>農集</td> <td>3,515円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和6年度</td> <td>公共</td> <td>3,220円</td> <td rowspan="4">令和6年度</td> <td>公共</td> <td>3,679円</td> </tr> <tr> <td>特環</td> <td>3,220円</td> <td>特環</td> <td>3,330円</td> </tr> <tr> <td>特排</td> <td>2,890円</td> <td>特排</td> <td>3,251円</td> </tr> <tr> <td>農集</td> <td>3,220円</td> <td>農集</td> <td>3,554円</td> </tr> </table> <p>実質的な使用料*3(20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	年度	区分	料金	年度	区分	料金	令和4年度	公共	3,220円	令和4年度	公共	3,647円	特環	3,220円	特環	3,408円	特排	2,890円	特排	3,242円	農集	3,220円	農集	3,486円	令和5年度	公共	3,220円	令和5年度	公共	3,652円	特環	3,220円	特環	3,439円	特排	2,890円	特排	3,245円	農集	3,220円	農集	3,515円	令和6年度	公共	3,220円	令和6年度	公共	3,679円	特環	3,220円	特環	3,330円	特排	2,890円	特排	3,251円	農集	3,220円	農集	3,554円
年度	区分	料金	年度	区分	料金																																																								
令和4年度	公共	3,220円	令和4年度	公共	3,647円																																																								
	特環	3,220円		特環	3,408円																																																								
	特排	2,890円		特排	3,242円																																																								
	農集	3,220円		農集	3,486円																																																								
令和5年度	公共	3,220円	令和5年度	公共	3,652円																																																								
	特環	3,220円		特環	3,439円																																																								
	特排	2,890円		特排	3,245円																																																								
	農集	3,220円		農集	3,515円																																																								
令和6年度	公共	3,220円	令和6年度	公共	3,679円																																																								
	特環	3,220円		特環	3,330円																																																								
	特排	2,890円		特排	3,251円																																																								
	農集	3,220円		農集	3,554円																																																								

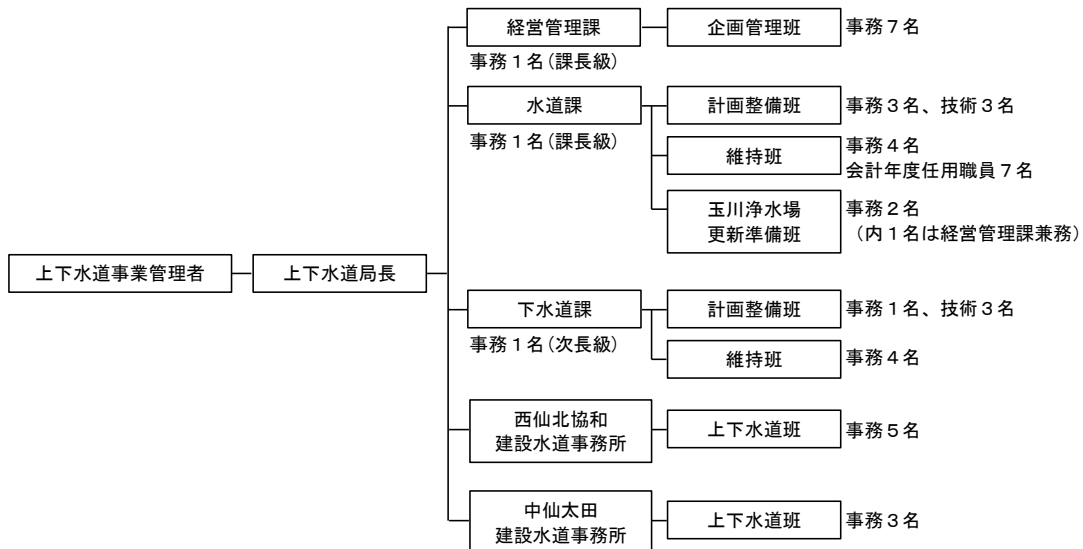
*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

<p>職員数</p>	<p>一般職 37名 (他 会計年度任用職員7名)</p>
<p>事業運営組織</p>	<p>平成30年度に組織統合し、上下水道を一体的に運営しており、令和2年度より上下水道局の組織体制を本庁、西仙北・協和建設水道事務所、中仙・太田建設水道事務所の3つに集約している。</p>

◎職員構成(令和7年4月1日時点)



◎職員の年齢構成（管理者、局長を除く）

（単位：人）

	経営管理課	水道課	下水道課	西仙北協和 建設水道事務所	中仙太田 建設水道事務所	合計
61歳～	0	0	0	0	0	0
51～60歳	1	1	1	2	1	6
41～50歳	2	4	3	2	1	12
31～40歳	2	2	3	0	1	8
～30歳	3	5	2	1	0	11
合計	8	12	9	5	3	37

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	水道事業とともに、下水道使用料等の徴収、滞納整理、窓口業務を民間事業者包括委託している。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	・ 県南地区広域汚泥資源化事業により、県の処理施設へ汚泥を集約し、資源化している。 ・ 刈和野・強首等の処理施設で、汚泥を脱水処理後、肥料化し、有効利用している。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

・ 令和6年度決算に基づく本事業の「経営比較分析表」を添付（当市の下水道事業会計は、4つの事業をまとめた公営企業会計で実施している。経営比較分析表については、それぞれの事業毎に作成している）。

・ 経常収支比率は、4事業とも100%を超えているが、一般会計繰入金に依存している状況である。

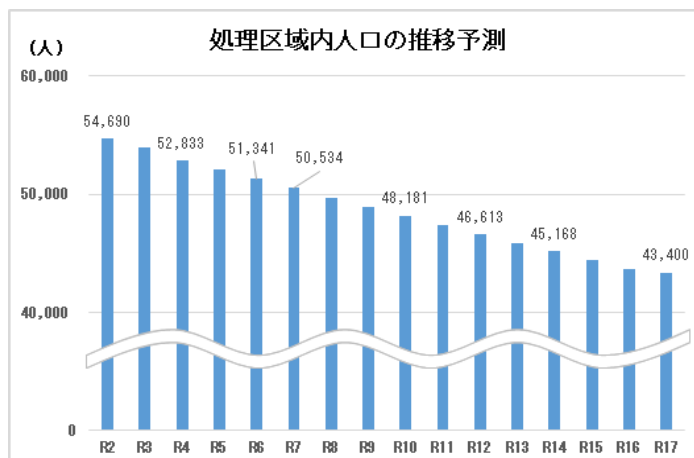
・ 経費回収率は、類似団体と比較して、公共下水道と特定環境保全公共下水道事業は低い位置にある。また、4事業とも経費回収率は100%以下であり、下水道使用料のみの収入では汚水処理に要する経費を賄いきれない状況である。

・ 人口減少による使用料収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化による維持管理費の増加や施設の更新が必要となるため、これまで以上に事業運営の効率化を図る必要がある。

2. 将来の事業環境

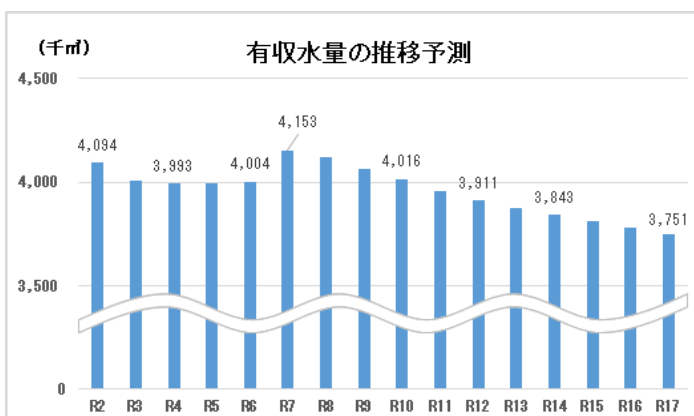
(1) 処理区域内人口の予測

当市の将来人口の推移は少子化傾向から減少の方向をたどり、令和8年3月策定の第3次大仙市総合計画の人口ビジョンによる予測値においても減少となっており、処理区域内人口においても、下水道整備が完了していることから、減少が見込まれる。人口ビジョンの予測値をもとに、処理区域内人口の予測を行い、令和6(2024)年は51,341人であるが、令和12(2030)年は46,613人、令和17(2035)年には43,400人と見込んでいる。



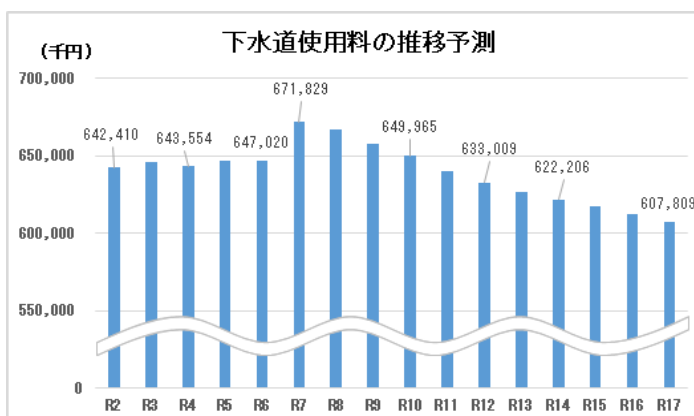
(2) 有収水量の予測

戸建住宅や集合住宅が増加している地域もあり、有収水量は公共下水道地域では増加が見込まれるが、処理区域内人口の減少により、有収水量の減少が見込まれる。ただし、令和7年度は、中央し尿処理センターの供用開始により、汚水量の増加が見込まれており、有収水量の増加を見込んでいる。



(3) 使用料収入の見通し

有収水量の予測に記載した要因と同様になるが、処理区域内人口の減少により、使用料収入についても減少と見込んでいる。ただし、令和7年度は、中央し尿処理センターの供用開始により、汚水量の増加が見込まれており、使用料収入の増加を見込んでいる。



(4)施設の見通し

公共下水道については、大曲処理区内の老朽化した管渠の改築更新を実施し、令和6年度で完了した。今後は、ストックマネジメント計画をもとに、点検調査を行い、管渠や処理施設等の更新計画を検討する。
農業集落排水事業については、広域化・共同化により、生活排水処理整備構想に基づき、流域下水道への接続、施設の統廃合や改築更新を実施する。

(5)組織の見通し

老朽化する施設の更新や統廃合を進めるとともに、頻発化する災害においてもライフライン機能を維持するため、安定的な組織体制が必要がある。
民間の技術力・ノウハウの活用による効率化を図りながら、必要な職員数の確保と技術・知識等の継承に努め、持続可能な運営体制を構築していく。

3. 経営の基本方針

<p>【基本理念】 下水道事業は、生活環境の改善と公共水域の水質保全の観点から、市民が快適な生活を送る上で不可欠なサービスを安定的に供給する重要な役割を担っている。 「秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」及び「大仙市污水处理施設整備構想」をもとに、多様化する生活様式、きれいで・安全・安心な生活環境とまちづくりの構築、高まる地球環境保全の意識といった、グローバルな視点も含んだ社会情勢等の変化を的確に捉え、人口減少や限られた財源の中で投資効果の高い事業を推進し、より良い下水道運営を目指すために、基本理念を「安全で安心な下水道サービスの持続的な安定供給」とし、基本方針を以下のとおりとする。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の適切な維持管理 ・広域化・共同化の推進 ・経営基盤の安定化
--

4. 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	当市の污水处理は流域関連公共下水道（大曲処理区）が令和2年度で整備が完了し、その他の公共下水道と農業集落排水についても整備が完了している。 将来の人口減少を考慮した中で、広域化・共同化を検討し、各処理区の統廃合等を含め最適な運営管理に努める。
-----	--

<p>○長寿命化に向けた施設等の維持管理 ・管渠、処理場、市町村設置型浄化槽については、定期的な保守点検等の維持管理の実施により、施設機能を保全し、安定的で持続的な運営を図る。 ・施設については、下水道を適正に維持管理し、施設の延命化を含めた改築・更新を実施する。</p> <p>○広域化・共同化の推進 ・農業集落排水事業については、各処理施設等の機能診断調査結果に基づく健全度評価により、各処理区ごとに経済的かつ合理的な農業集落排水施設の更新整備計画を定める「最適整備構想」を策定し、農業集落排水施設の更新・改修工事を実施し、また流域下水道への接続も実施することで処理場の污水处理経費の削減が可能となるため、処理区の統廃合のほか、流域下水道への接続を実施する。</p> <p>①処理区の統廃合(計画含む)－ 協和地域（水沢・稲沢地区）【令和7年度統合】 太田地域（横沢・大町地区）【令和9年度統合予定】 協和地域（小種・川口・下淀川地区）【令和16年度統合予定】</p> <p>②流域下水道への接続 － 中仙地域（田ノ尻・中荒井地区）【令和9年度完了予定】</p> <p>・流域下水道建設費負担金は、雄物川流域下水道へ接続しているため、県が整備する流域下水道幹線及び処理場建設改修費の一部を負担している。 ・汚泥処理については、秋田県の県南地区広域汚泥資源化事業により、汚泥を集約し資源化する施設の建設費の一部を参画自治体が負担し、令和7年度から供用開始している。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	下水道事業会計の経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うために、公営企業自らの損益・資産等を正確に把握することが必要となる。 安定した料金収入の確保のため、水洗化率の向上を図り、さらに適切な料金水準を検討し、健全な経営を目指す。 <p style="text-align: center;">「水洗化率の目標値：R6年度末73.9% → R12年度末79.9% → R17年度末82.9%」</p>
-----	---

<p>○水洗化率の向上 事業における主な収益的収入は、営業収益の料金収入と営業外収益の他会計補助金である。料金収入となる下水道使用料は、今後の人口減少により減収が予想されるが、下水道への接続率の向上に努め、減少率を抑える。</p> <p>○経費回収率について 年々減少傾向であるため、維持管理費の抑制に取り組み、減少率を抑える。</p> <p>○料金改定について 維持管理費用を料金収入で賄うとすれば、別紙原価計算表に記載した改定額が参考となる。ただし、改定する場合には、使用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要であるため、改定内容や実施時期等、慎重に検討し、判断しなければならない。</p> <p>○繰入金について 企業債、国庫補助金等で財源を確保し、繰入金により資金不足は生じていない。しかし、将来的に資金不足にならないよう健全経営に努める。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>○職員給与費、動力費、薬品費、委託費、修繕費等について 令和6年度を決算額をもとに、物価上昇の影響分も考慮し、過去の実績等から算出した補正係数を乗じて、算出している。</p> <p>○その他特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費：職員数については現状を維持するものとした。 ・動力費：統廃合事業による廃止施設の減少分を見込んでいる。 ・流域下水道維持管理負担金：令和8年度に負担金単価の引き下げが見込まれているため、その分を反映した。令和9年度以降は、負担金算定のもととなる汚水量見込みにより負担金を算出している。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県の県南地区広域汚泥資源化事業に参画し、処理施設で発生した汚泥を資源化施設へ運搬している。 ・農業集落排水事業については、処理区の統廃合のほか、流域下水道への接続を実施し、今後も引き続き広域化・共同化を検討し、最適な運営管理を行っている。
投資の平準化に関する事項	既存の施設については、ストックマネジメント計画をもとに、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで平準化を図りながら、施設の点検・調査、修繕・改善を実施していく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	地元事業者の育成も踏まえ、民間活力の活用の可能性について検討する。また、ウォーターPPPの導入の検討を行うため、可能性調査を実施する。
その他の取組	管渠・処理場の機器更新時に省エネルギー化を検討し、消費電力の削減に努める。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	旧市町村単位で料金体系が違っていたため、平成20年度から段階的に見直しを行い、平成29年度に料金体系を統一した。今後は接続率の状況をみながら使用料の見直しを検討し、引き続き使用料の収納率向上に努める。
資産活用による収入増加の取組について	今後、施設の統廃合が進み遊休地が発生した場合は、有効活用できる方法を検討する。
その他の取組	公共水域の水質保全と下水道への接続を促進するため、未接続世帯へ水洗化に向けた啓発活動を実施する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県、県内全自治体、民間企業が共同出資で立ち上げた「ONE-AQITA(ワン・アキタ)」を活用し、職員の確保と育成に努め、土台となる業務の効率的な計画策定や事業運営等を行う。 ・平成30年度から窓口業務や料金収納業務を民間事業者へ包括委託しており、さらに事業者が所有しているオンラインによる料金確認システムを導入し、検針票の発行を減らす取り組みも始めている。引き続き民間のノウハウの活用と業務の集約や経費縮減に取り組んでいく。
職員給与費に関する事項	施設の維持管理業務の民間委託などに取り組むことにより、人員配置の適正化を図り、職員給与費を縮減する。
動力費に関する事項	施設の統廃合や契約内容の見直しをすることにより費用を縮減する。機器の更新時に省エネルギー化を検討する。
薬品費に関する事項	施設の統廃合により費用を縮減する。また、他事業との共同発注なども検討する。
修繕費に関する事項	施設の老朽化が進み、修繕費は増加すると見込まれるが、安定的なサービスの提供を図るため、大規模な修繕に至らぬよう、設備の点検・補修に努める。
委託費に関する事項	施設の維持管理業務について、点検の頻度・方法等をより効率的になるよう検討する。
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・不明水について、調査し対策を講じる。 ・マンホールポンプ等の監視通報装置の更新を引き続き実施し、クラウドによる一元管理を行い、監視業務の効率化を図る。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況等の評価・検証を行った上で、お客様ニーズや社会環境の変化等を踏まえ、適宜修正を行っていく。具体的には、毎年の決算が公表された後、経営戦略の収支計画との乖離や他の計画との内容の整合を検証し、必要に応じて、収支計画を修正する。 ・経営戦略の見直しは概ね5年毎に実施する。
---------------------	---

投資・財政計画

【 全事業 】

(単位:千円, %)

年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	(決 算 見 込)										
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	648,592	673,249	668,652	659,144	651,385	642,037	634,429	628,574	623,626	618,751	613,953	609,229
	(1) 料 金 収 入	647,020	671,829	667,232	657,724	649,965	640,617	633,009	627,154	622,206	617,331	612,533	607,809
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)												
	(3) そ の 他	1,572	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
	2. 営 業 外 収 益	2,665,276	2,510,589	2,252,677	2,281,557	2,320,441	2,181,526	2,127,658	2,136,546	2,155,436	2,184,330	2,208,225	2,255,121
	(1) 補 助 金	1,346,340	1,286,000	1,326,800	1,356,800	1,396,800	1,446,800	1,456,800	1,466,800	1,486,800	1,516,800	1,541,800	1,589,800
	他 会 計 補 助 金	1,346,340	1,286,000	1,326,800	1,356,800	1,396,800	1,446,800	1,456,800	1,466,800	1,486,800	1,516,800	1,541,800	1,589,800
	そ の 他 補 助 金												
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,318,882	1,224,499	925,787	924,667	923,551	734,636	670,768	669,656	668,546	667,440	666,335	665,231
	(3) そ の 他	54	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
収 入 計 (C)	3,313,868	3,183,838	2,921,329	2,940,701	2,971,826	2,823,563	2,762,087	2,765,120	2,779,062	2,803,081	2,822,178	2,864,350	
支 出	1. 営 業 費 用	2,456,188	2,466,655	2,406,911	2,416,426	2,426,526	2,425,972	2,436,253	2,447,430	2,459,046	2,471,575	2,482,423	2,495,652
	(1) 職 員 給 与 費	86,174	86,260	86,346	86,432	86,518	86,604	86,690	86,777	86,864	86,951	87,038	87,125
	基 本 給 付 費	51,297	51,348	51,399	51,450	51,501	51,552	51,603	51,655	51,707	51,759	51,811	51,863
	退 職 給 付 費												
	そ の 他	34,877	34,912	34,947	34,982	35,017	35,052	35,087	35,122	35,157	35,192	35,227	35,262
	(2) 経 営 費	784,111	798,865	743,392	757,160	771,497	775,480	791,127	807,409	824,353	841,983	860,330	879,420
	動 力 費	83,721	84,289	82,096	82,693	83,340	79,609	80,388	81,222	81,788	82,563	83,574	84,649
	修 繕 費	18,801	19,168	18,811	19,185	19,580	19,573	20,013	20,478	20,963	21,476	22,012	22,575
	材 料 費												
	そ の 他	681,589	695,408	642,485	655,282	668,577	676,298	690,726	705,709	721,602	737,944	754,744	772,196
(3) 減 価 却 費	1,585,903	1,581,530	1,577,173	1,572,834	1,568,511	1,563,888	1,558,436	1,553,244	1,547,829	1,542,641	1,535,055	1,529,107	
2. 営 業 外 費 用	259,175	247,609	247,247	251,577	259,155	267,001	275,605	288,687	302,144	316,275	335,591	356,156	
(1) 支 払 利 息	259,017	247,449	247,085	251,413	258,989	266,833	275,435	288,515	301,970	316,099	335,413	355,976	
(2) そ の 他	158	160	162	164	166	168	170	172	174	176	178	180	
支 出 計 (D)	2,715,363	2,714,264	2,654,158	2,668,003	2,685,681	2,692,973	2,711,858	2,736,117	2,761,190	2,787,850	2,818,014	2,851,808	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	598,505	469,574	267,171	272,698	286,145	130,590	50,229	29,003	17,872	15,231	4,164	12,542	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)	1,586	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,586	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	△ 1,800	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	596,919	467,774	265,371	270,898	284,345	128,790	48,429	27,203	16,072	13,431	2,364	10,742	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	596,919	516,547	531,363	551,707	585,496	651,531	699,960	727,163	743,235	756,666	759,030	769,771	
流 動 資 産	流 動 資 産 (J)	774,105	772,779	771,456	770,135	768,818	767,503	766,190	764,879	763,571	762,266	761,184	760,103
	う ち 未 収 金	168,630	167,787	166,949	166,115	165,285	164,459	163,637	162,819	162,005	161,194	160,388	159,586
流 動 負 債	流 動 負 債 (K)	2,055,906	1,982,605	1,928,663	1,863,910	1,844,739	1,766,066	1,726,056	1,646,729	1,585,305	1,503,177	1,440,495	1,440,495
	う ち 建 設 改 良 費 分	1,875,686	1,806,609	1,716,747	1,610,686	1,565,491	1,445,329	1,374,893	1,281,875	1,210,045	1,115,430	1,045,631	1,045,631
	う ち 一 時 借 入 金												
う ち 未 払 金	171,866	166,996	166,996	166,996	166,996	166,996	166,996	166,996	166,996	166,996	166,996	166,996	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	648,592	673,249	668,652	659,144	651,385	642,037	634,429	628,574	623,626	618,751	613,953	609,229	
地 方 財 政 法 により 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	648,592	673,249	668,652	659,144	651,385	642,037	634,429	628,574	623,626	618,751	613,953	609,229	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

投資・財政計画

【全事業】

(単位:千円)

区 分		年 度											
		令和6年度 (決算)	令和7年度 (決算見込)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	947,000	824,900	936,600	904,560	713,560	722,560	774,560	737,560	778,560	797,560	724,560	782,560
	うち 資本費平準化債	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金	516,660	597,000	400,200	360,200	310,200	250,200	220,200	200,200	170,200	140,200	115,200	67,200
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	121,000	163,500	288,750	288,000	80,000	90,255	148,190	102,700	148,100	169,600	88,300	152,900
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金	677	438	777	777	777	777	777	777	777	777	777	777
	9. そ の 他												
	計 (A)	1,585,337	1,585,838	1,626,327	1,553,537	1,104,537	1,063,792	1,143,727	1,041,237	1,097,637	1,108,137	928,837	1,003,437
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	1,585,337	1,585,838	1,626,327	1,553,537	1,104,537	1,063,792	1,143,727	1,041,237	1,097,637	1,108,137	928,837	1,003,437
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	577,226	505,100	756,631	721,222	270,222	330,732	446,602	360,722	451,602	494,442	331,892	461,182
	うち 職員給与費	14,862	17,500	17,526	17,526	17,526	17,526	17,526	17,526	17,526	17,526	17,526	17,526
	2. 企 業 債 償 還 金	1,913,882	1,875,686	1,795,636	1,716,747	1,610,686	1,565,491	1,445,329	1,374,893	1,281,875	1,210,045	1,115,430	1,045,631
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他		152	428									
計 (D)	2,491,108	2,380,938	2,552,695	2,437,969	1,880,908	1,896,223	1,891,931	1,735,615	1,733,477	1,704,487	1,447,322	1,506,813	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	905,771	795,100	926,368	884,432	776,371	832,431	748,204	694,378	635,840	596,350	518,485	503,376	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	882,064	795,100	926,368	884,432	776,371	832,431	748,204	694,378	635,840	596,350	518,485	503,376
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	23,707											
計 (F)	905,771	795,100	926,368	884,432	776,371	832,431	748,204	694,378	635,840	596,350	518,485	503,376	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	17,885,059	16,834,273	15,975,237	15,163,050	14,265,924	13,422,993	12,752,224	12,114,891	11,611,576	11,199,091	10,808,221	10,545,150	

○他会計繰入金

(単位:千円) (単位:千円)

区 分		年 度											
		前年度 (決算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		1,346,340	1,286,000	1,326,800	1,356,800	1,396,800	1,446,800	1,456,800	1,466,800	1,486,800	1,516,800	1,541,800	1,589,800
	うち 基準内繰入金	1,004,053	962,039	989,891	1,010,956	1,039,775	1,075,236	1,080,609	1,087,251	1,100,536	1,121,516	1,141,384	1,176,304
	うち 基準外繰入金	342,287	323,961	336,909	345,844	357,025	371,564	376,191	379,549	386,264	395,284	400,416	413,496
資 本 的 収 支 分		516,660	597,000	400,200	360,200	310,200	250,200	220,200	200,200	170,200	140,200	115,200	67,200
	うち 基準内繰入金	191,031	233,342	136,847	120,669	103,869	68,308	62,481	52,829	47,002	41,175	36,319	20,749
	うち 基準外繰入金	325,629	363,658	263,353	239,531	206,331	181,892	157,719	147,371	123,198	99,025	78,881	46,451
合 計		1,863,000	1,883,000	1,727,000	1,717,000	1,707,000	1,697,000	1,677,000	1,667,000	1,657,000	1,657,000	1,657,000	1,657,000

原価計算表（全事業）

供用開始年月日
 処理区域内人口 51,341人
 計算期間 自 令和 8年4月
 至 令和13年3月（5年間）

収入の部

項 目	金額（税抜）			使用料対象収支 (A) - (B)
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	
使 用 料 (X)	千円 647,020	千円 649,710	千円	千円 649,710
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	1,572	1,420		1,420
合 計	648,592	651,130	0	651,130

支出の部

項 目	金額（税抜）			使用料対象収支 (A) - (B)	
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)		
営業費用	人 件 費	千円 51,297	千円 51,501	千円 0	千円 51,501
	給 料	19,417	19,493	0	19,493
	諸 手 当	15,460	15,524	0	15,524
	福 利 費	83,721	81,625	0	81,625
	動 力 費	18,801	19,433	0	19,433
	修 繕 費	0	0	0	0
	材 料 費	1,786	1,747	0	1,747
	薬 品 費	3,291	3,107	0	3,107
	路 面 復 旧 費	127,001	126,931	0	126,931
	委 託 料	376,064	364,745	0	364,745
	流 域 下 水 道 管 理 運 営 費 負 担 金	173,447	170,144	0	170,144
	そ の 他	870,285	854,250	0	854,250
	小 計	1,585,903	1,568,169	779,341	788,828
減 価 償 却 費	2,456,188	2,422,419	779,341	1,643,078	
計	259,017	259,952	259,952	0	
支 払 利 息	158	144	0	144	
そ の 他	259,175	260,096	259,952	144	
計	2,715,363	2,682,515	1,039,293	1,643,222	
合 計 (Y)					

資 産 維 持 費 (Z)	1,643,222
使用料対象経費(Y) + (Z)	1,643,222

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.40

<使用料水準についての説明>

※公費負担分(B)には、他会計補助金(繰入金)の基準内繰入分を計上。

■使用料対象経費に対する使用料の割合：[全事業] 40%（公共-59% 特環-28% 特排-52% 農集-25%）
 全事業とも現在の使用料収入で賄えない状況が見込まれる。

仮に、使用料収入で賄うようにすると、使用料単価は下記表となる（1か月あたり20㎡使用した場合（税込）で試算）。
 大幅な改定額となり、事業別では改定差額が異なる結果となった。改定を行う場合、今回の試算をふまえ、改定内容や実施時期等、慎重に検討し、判断しなければならない。

	現在	改定後(試算)	改定差額
公共下水道	3,220円	6,149円	+ 2,929円
特定環境保全公共下水道	3,220円	12,054円	+ 8,834円
特定生活排水処理	2,890円	6,210円	+ 3,320円
農業集落排水	3,220円	13,844円	+ 10,624円

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

経営比較分析表（令和6年度決算）

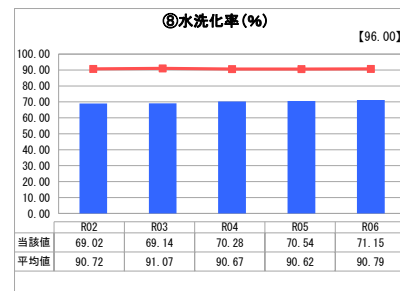
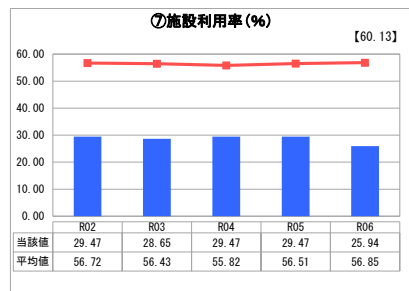
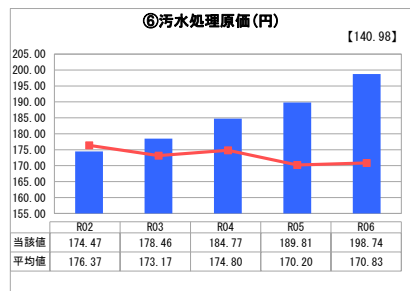
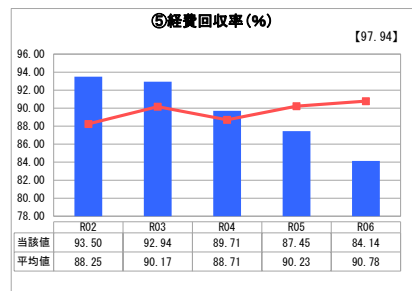
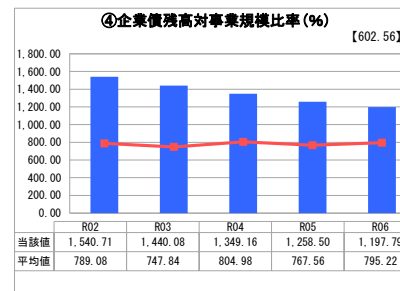
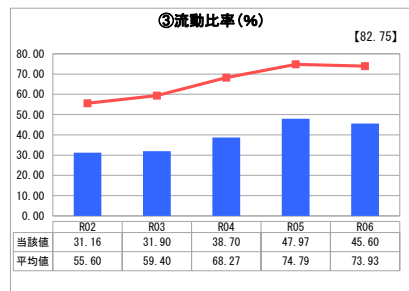
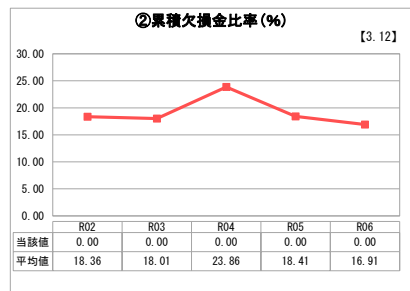
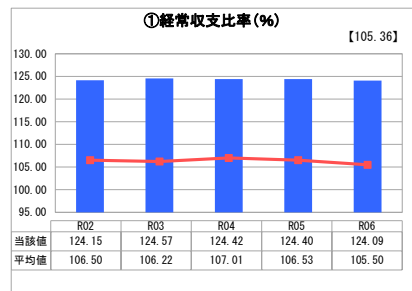
秋田県 大仙市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	49.43	34.81	83.06	3,220

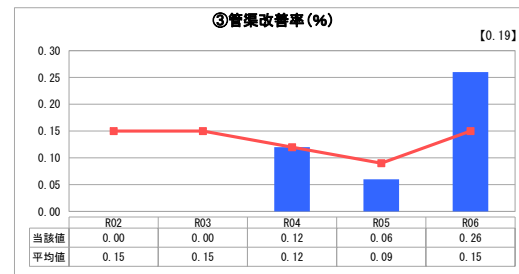
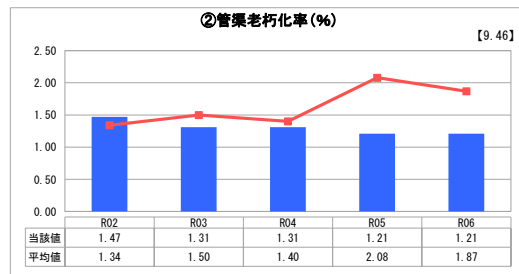
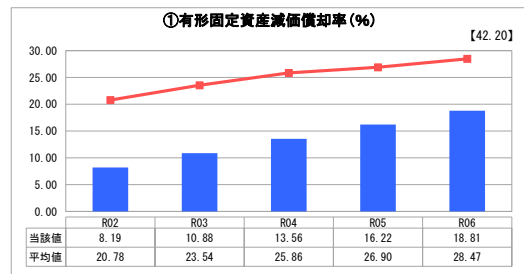
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
73,794	866.79	85.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
25,490	8.64	2,950.23

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は100%以上となっているが、経常収益の約4割を一般会計繰入金に依存している状況である。
 ②累積欠損金はR1年度決算において解消している。
 ③流動比率は僅かながら増加傾向にある。今後も企業債の借入を抑制しつつ、接続率の向上による使用料収入の増収を図る。
 ④企業債残高対事業規模比率は類似団体平均値より高くなっているが、企業債現在高は減少傾向にある。今後も施設更新への適切な投資を実施していく。
 ⑤経費回収率は減少傾向にあり、R5年度以降は類似団体平均値を下回っている。汚水処理費のうち7割が流域下水道維持管理負担金であり、不明水の解消に取り組むことで費用削減を図る。
 ⑥汚水処理原価はR2年度で類似団体平均値を下回ったが、R3以降は増加に転じ類似団体平均値を上回っている。年間有収水量は増加しており、今後も接続率の向上に取り組む。
 ⑦施設利用率は類似団体平均値を下回っている。将来の汚水処理人口減少を踏まえ、適切な施設規模の維持を検討していく。
 ⑧水洗化率は類似団体平均値を下回っており横ばいの状態が続いている。使用料収入の増加を図るため、下水道接続促進補助金制度の利用促進に取り組んでいる。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は類似団体平均値を下回っている。将来的な人口減少等を見据えた適切な規模の施設更新投資を計画していく。
 ②管渠老朽化率は類似団体平均値を下回っている。将来的な管渠の更新時期を見据え、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む。
 ③管渠改善率は類似団体平均値を上回った。今後も管渠老朽化率の推移を見据えながら計画的な更新を実施していく。

全体総括

経常収支比率が100%以上であり単年度の収支は黒字となっているが、収入は一般会計からの繰入金に依存している状態である。汚水処理に係る費用を下水道使用料による収入だけでは賄っていないため、接続率の向上及び維持管理費の削減といった経営改善が必要である。
 企業債残高は減少傾向にあり、将来的な人口減少を見据えた適切な規模の施設更新投資を実施していく。

下水道の面整備終了により今後はストックマネジメントによる計画的な施設の更新等を行い、公共水域の水質保全を図るとともに良好な生活環境の確保のため、将来にわたって安定的で継続的な事業運営を図る。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和6年度決算）

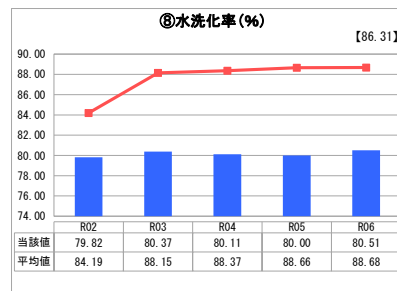
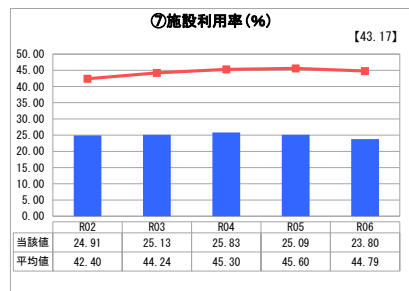
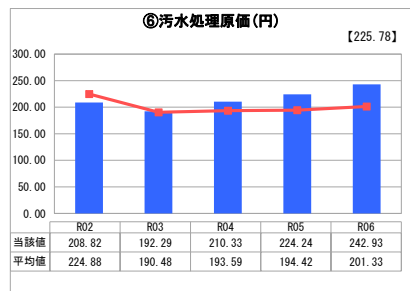
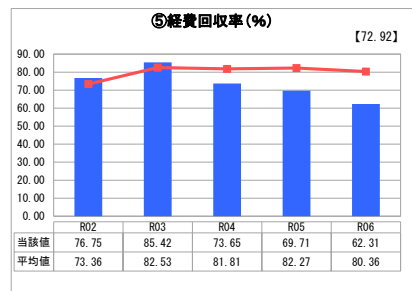
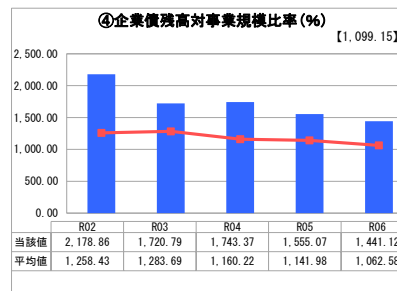
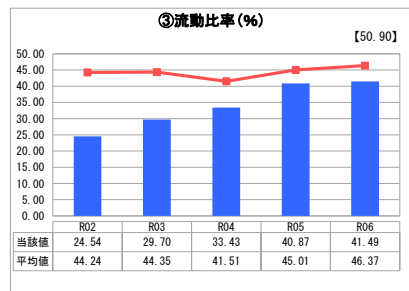
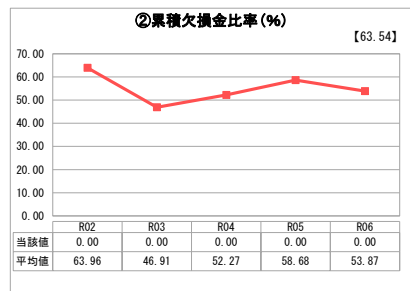
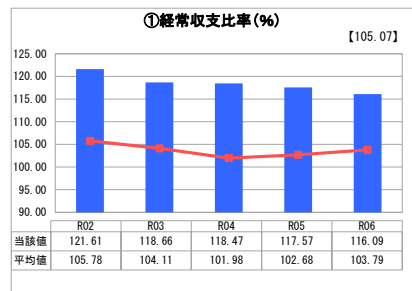
秋田県 大仙市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	67.90	15.58	90.92	3,220

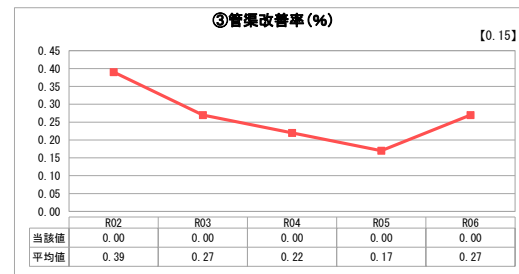
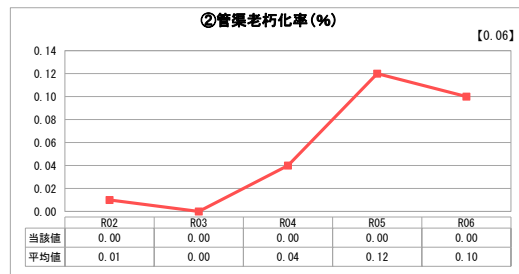
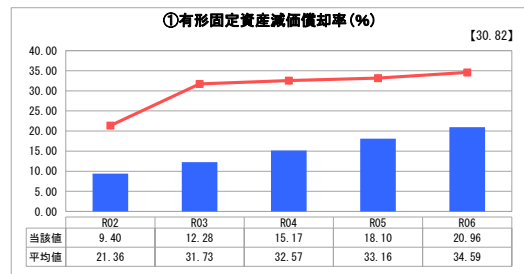
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
73,794	866.79	85.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
11,409	7.99	1,427.91

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は100%以上となっているが、経常収益の約4割を一般会計繰入金に依存している状況である。
 ②累積欠損金はR1年度決算において解消し、0%を維持している。
 ③流動比率は増加傾向にあるが、依然として100%を大きく下回っており、全国平均や類似団体と比較しても低い数値となっている。法適化してからの期間が短く内部留保資金の少ないことも大きく影響している。今後も適切に資金を確保するよう実施事業を精査しながら適正管理に努めていく必要がある。
 ④企業債残高対事業規模比率は類似団体平均値より高くなっている。投資的経費の財源を企業債に依存せざるを得ない状況であるが、企業債現在高は減少してきている。
 ⑤経費回収率は減少傾向にある。農業集落排水の一部区域の接続による使用料収入の増加によりR3年度は増加したが、処理場廃止にかかる費用等によりR4は大きく減少し、R5以降も減少している。また、類似団体平均値よりも下回っているため、今後も収入の確保、また不明水の解消など経費削減のための対策を検討、実施し費用の削減を図る必要がある。
 ⑥汚水処理原価は農業集落排水の接続による有収水量の増加によりR3年度は減少したが、R4以降は増加し類似団体平均値を上回っている。今後も接続率の向上に加え、費用の削減を図る必要がある。
 ⑦施設利用率は類似団体平均値を下回っている。将来の汚水処理人口減少を踏まえ、適切な施設規模の維持を検討していく。
 ⑧水洗化率は類似団体平均値を下回っており横ばいの状態が続いている。使用料収入の増加を図るため、下水道接続促進補助金制度の利用促進に取り組んでいる。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は類似団体平均値を下回っている。将来的な人口減少等を見据えた適切な施設の更新投資を計画していく。
 ②管渠老朽化率について、法定耐用年数を経過した管渠はない。将来的な管渠の更新時期を見据え、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む。
 ③管渠改善率は0%であり、管渠老朽化率の推移を見据えながら計画的な更新を実施していく。

全体総括

経常収支比率が100%を超え、単年度の収支は黒字となっているが、収入は一般会計からの繰入金に依存している状態であり、汚水処理に係る費用を下水道使用料による収入だけでは賅っていない。
 将来的な人口減少を見据えた適切な規模の施設更新投資を計画的に実施していく必要がある。
 企業債残高は減少傾向にあるものの、これまでの建設投資により多額の企業債残高を有している。人口減少による使用料収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化による維持管理費の増加が予想されるなかで、施設の更新を進める必要があることから、これまで以上に事業運営の効率化を図る必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和6年度決算）

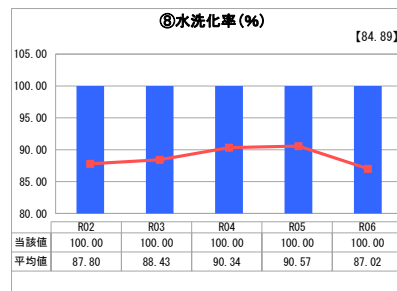
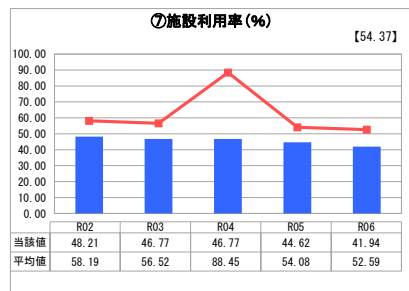
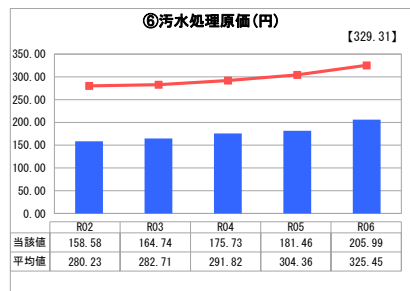
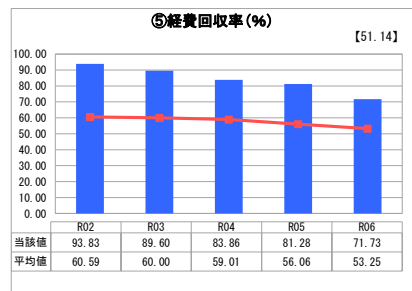
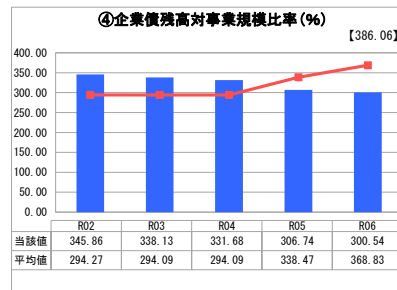
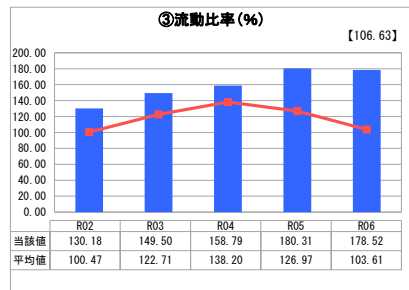
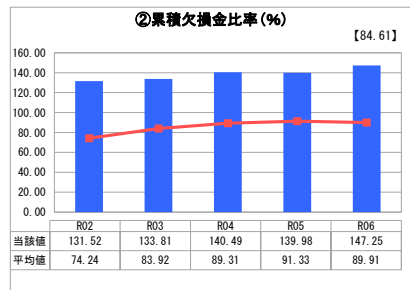
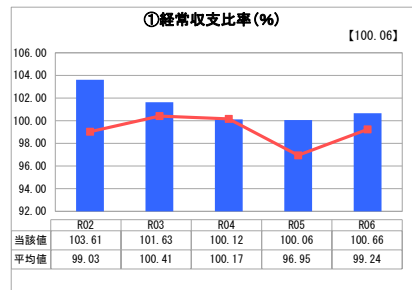
秋田県 大仙市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	51.07	1.45	100.00	2,890

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
73,794	866.79	85.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,059	0.85	1,245.88

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

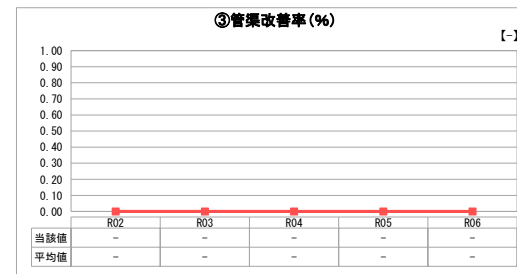
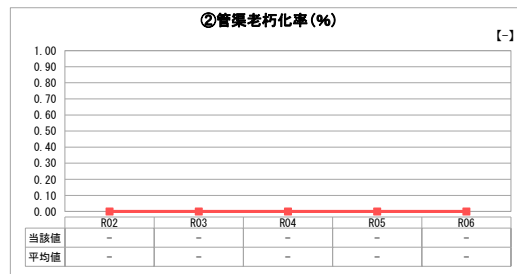
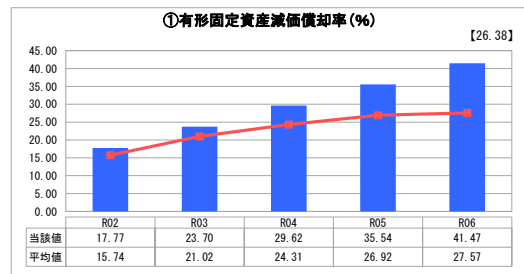
1. 経営の健全性・効率性について

- ①経常収支比率は100%を上回って推移しているが、経常収益の約3割を一般会計繰入金に依存している状況である。
- ②累積欠損金比率は類似団体平均値を上回っている。当年度純利益をもって欠損金を理めているが、欠損金の解消には年数を要することが見込まれる。
- ③流動比率は100%を上回ったまま増加しており、類似団体平均値を上回っている。企業債償還額が減少していくことから、流動比率は更に増加するものと見込まれる。
- ④企業債残高対事業規模比率は僅かながら減少傾向にあり、類似団体平均値を下回っている。今後も同水準の推移が見込まれる。
- ⑤経費回収率は類似団体平均値を上回っているが、今後は人口減少や空き家の増加などにより使用料の減少が見込まれるため、より効率的な維持管理が必要である。
- ⑥汚水処理原価は類似団体平均値を下回っており、増加傾向にある。今後は処理区域内人口の減少による有収水量の減少が見込まれる。
- ⑦施設利用率は類似団体平均値を下回っており、僅かに減少傾向にある。将来の汚水処理人口減少を踏まえると、施設利用率は減少していくことが見込まれる。
- ⑧水洗化率は100%となっている。

2. 老朽化の状況について

- ①有形固定資産減価償却率は類似団体平均値を上回り、増加傾向にあることから法定耐用年数に近い資産が増加している。将来的な人口減少等を見据えた適切規模の施設更新投資を実施する。
- ②③については浄化槽のため該当なし。

2. 老朽化の状況



全体総括

経常収支比率が100%を超え、単年度の収支は黒字となっているが、収入は一般会計からの繰入金に依存している状態である。
有形固定資産減価償却率が増加傾向にあるため、法定耐用年数を迎える資産の更新時に備えるべく、設備の老朽化を長期的な視点で予測し、計画的な修繕等を実施し、累積欠損金の解消に努める。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和6年度決算）

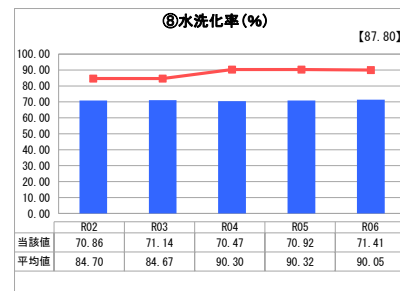
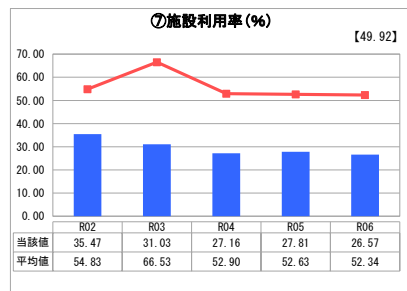
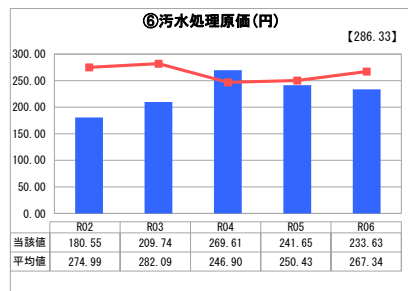
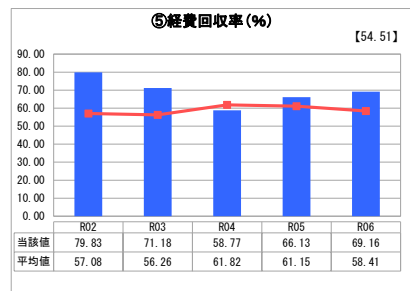
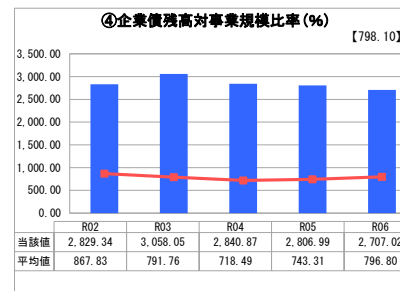
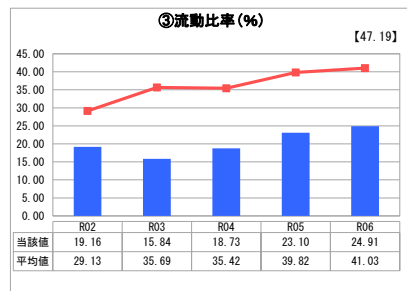
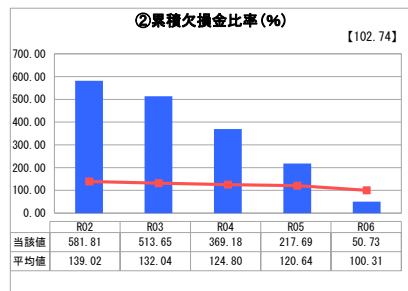
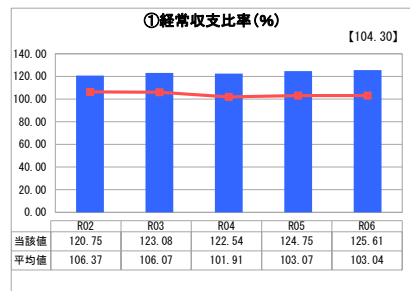
秋田県 大仙市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	62.35	18.28	86.67	3,220

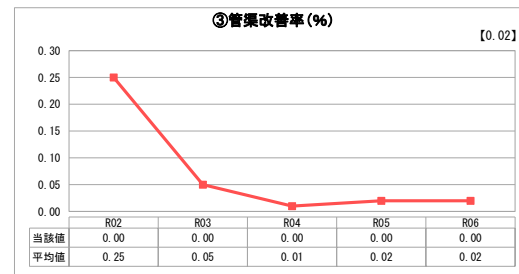
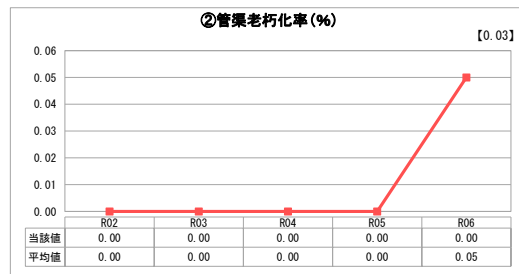
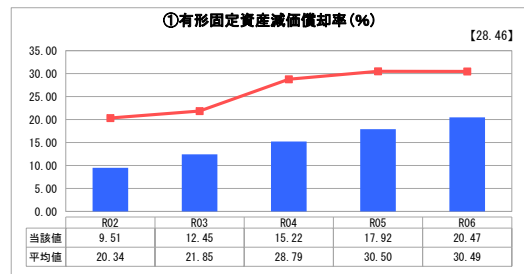
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
73,794	866.79	85.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
13,383	10.65	1,256.62

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率は100%を上回って推移しているが、経常収益の約4割を一般会計繰入金に依存している状況である。
 ②累積欠損金比率は類似団体平均値をR06は下回った。当年度純利益をもって欠損金を埋めており、数年での欠損金の解消が見込まれる。
 ③流動比率は僅かながら増加傾向にあるが、依然として100%を大きく下回っており、全国平均や類似団体と比較しても低い数値となっている。法適化してからの期間が短く内部留保資金の少ないことも大きく影響している。今後も適切に資金を確保するよう実施事業を精査しながら適正管理に努めていく必要がある。
 ④企業債残高対事業規模比率は類似団体平均値を大きく上回っているが僅かながら減少傾向にある。投資的経費の財源を企業債に依存せざるを得ない状況であるが、企業債残高は減少してきている。
 ⑤経費回収率は増加傾向にあり、類似団体平均値を上回っている。施設設備の経年劣化により修繕費が増加傾向にあるが、処理区域内人口は減少しているため維持管理費の削減に向けて、処理場の集約化を適宜検討していく必要がある。
 ⑥汚水処理原価はR5年度以降は減少傾向にあり、類似団体平均値を下回っている。今後は処理区域内人口の減少による有収水量の減少が見込まれる。
 ⑦施設利用率は類似団体平均値を下回っており、減少傾向にある。将来の汚水処理人口減少を踏まえ、適切な規模の施設維持を検討していく。
 ⑧水洗化率は類似団体平均値を下回っており、横ばいの状態が続いている。使用料収入の増加を図るため、下水道接続促進補助金制度の利用促進に取り組んでいる。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は類似団体平均値を下回っている。将来的な人口減少等を見据えた適切規模の施設更新投資を計画していく。
 ②管渠老朽化率について、法定耐用年数を経過した管渠はない。将来的な管渠の更新時期を見据え、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持修繕・改築更新に取り組む。
 ③管渠改善率は0%であり、管渠老朽化率の推移を見据えながら計画的な更新を実施していく。

全体総括

経常収支比率が100%を超え、単年度の収支は黒字となっているが、収入は一般会計からの繰入金に依存している状態である。汚水処理に係る費用を下水道使用料による収入だけでは賅えていないため、稼働率の向上及び維持管理費の削減といった経営改善に取り組み、累積欠損金の解消に努める。
 人口減少による使用料収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化による維持管理費の増加が予想されるなかで、施設の更新を進める必要があることから、施設の統廃合や公共下水道への接続、また改築更新を計画的に進め、事業運営の効率化を図る必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。